

安全・安心まちづくり委員会 議事録

日時：平成30年12月18日（火）

午前10時から正午まで

場所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

○司会

開会まで少し時間がございますが、本日の配布資料の確認をさせていただきます。

事前にお配りしておりました、会議次第、委員名簿、資料の1から6までがございますが、資料1「安全・安心まちづくり基本計画の概要等について」につきましても、一部修正がございましたので、本日、机上に配布しておりますものへと差し替えをお願いします。また、資料6「特殊詐欺の現状について」は、送付していた資料に見えづらい箇所がございましたので、こちらも机上に配布しておりますものへと差し替えをお願いします。そのほか、本日机中には、席次表、参考資料としまして「宮城県の安全・安心まちづくり」と題しましたリーフレット、「子どもを犯罪の被害から守る条例」のリーフレット、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」のリーフレット、「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」のリーフレットを御用意しております。

また、黄色のビニールの袋には、「女性が犯罪被害にあわないために」、「犯罪被害等にあわれた方へ」、「こわ〜いめにあわないための7つのおやくそく」、「犯罪のない安全で安心なまちづくりに参加してみましよう！！」のリーフレット、そして「性暴力被害相談支援センター宮城」の広報用カード、防犯を呼びかけるメモ帳やティッシュを中にお入れしてお配りしております。

また、本日御出席の菅井信子委員から、塩竈市北部防犯だよりを御恵与いただいておりますので、皆様にお配りしております。

全て、お手元にお揃いでしょうか。

○司会

定刻となりましたので、ただ今より、安全・安心まちづくり委員会を開会いたします。

それでは、開会に当たりまして、宮城県環境生活部長の後藤より御挨拶を申し上げます。

○環境生活部長

本日はお忙しい中、安全・安心まちづくり委員会に御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本委員会は、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画」をはじめ、安全・安心まちづくりに関する事項の審議や各種施策等に対する御意見をいただくため、平成18年に「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例」に基づき設置されているものです。このたび、第7期の委員として新たに委員就任の依頼をさせていただきましたところ、皆様におかれましては、御多忙にもかかわらず、委員をお引き受けいただき、重ねて御礼申し上げます。これから2年の任期になりますが、それぞれのお立場から御意見をくださいますようお願いいたします。

さて、昨今の犯罪情勢ですが、刑法犯認知件数は着実に減少しており、これも、ひとえに県民や事業者、関係機関等の皆様の御尽力・御協力のおかげであると感謝しております。

一方で、児童虐待や配偶者からの暴力事案、子どもや女性を狙った性犯罪や、その前兆

とみられる不審な声かけ事案が多数発生するなど、治安に対する不安感は払拭されておりません。

本日は、このような犯罪情勢について御説明申し上げるほか、初めて本委員会に御出席される方もいらっしゃいますので、安全・安心まちづくり委員会の役割や、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画等について改めて御説明いたします。

また、犯罪のないみやぎを実現させるため、現在、県が取り組んでおります安全・安心まちづくりに係る施策や、昨今、巧妙化している特殊詐欺の現状等について、情報提供をさせていただきたいと思っております。

ぜひ、皆様から忌憚のない御意見をいただければと思っております。

本日は、どうぞよろしく御願いいたします。2年間お世話になります。

○司会

本日は委員改選後最初の委員会でございます。委嘱状につきましては、机上配布とさせていただきますので、御了解願います。

○司会

また、今回は18名の委員中、藤澤委員が遅れていらっしゃるということでございますが、14名の方に御出席をいただいておりますので、安全・安心まちづくり委員会運営要領第2第2項の規定により、会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

なお、この会議は県の情報公開条例第19条の規定に基づき原則公開となります。議事録につきましては、まとまり次第、委員の皆様にご確認していただいた上、宮城県共同参画社会推進課のホームページにおいて公表する予定としております。

それでは、お手元の名簿順に御紹介をさせていただきます。新任の方もいらっしゃいますので、司会がお名前をお呼びしましたら、その場で一言、自己紹介をさせていただきますようお願いいたします。

○司会

今村敏男委員でございます。

○今村敏男委員

いつもお世話になっております。蔵王町総務課長の今村敏男といたします。よろしくお願い申し上げます。

○司会

今回委員に御就任いただきました、小野浩子委員でございます。

○小野浩子委員

おはようございます。いつもお世話になっております。宮城県社会福祉協議会で現在は県中央福祉サービスセンターの副センター長兼障害者福祉施設第二啓佑学園の園長をしております。よろしくお願い申し上げます。

○司会

西條由紀子委員でございます。

○西條由紀子委員

西條と申します。よろしくお願ひいたします。仕事は建築の設計をしております、ハード面からのお話をさせていただければと思います。

○司会

齋藤浩美委員でございます。

○齋藤浩美委員

齋藤浩美でございます。今回は基本計画等の改定に携わらせていただき、以降の流れも見たいと思ひ、再度公募委員に応募いたしました。現在は、宮城県の消費生活サポーターをしております。そちらの関係からも御提言できればと考えております。どうぞよろしくお願ひします。

○司会

佐々木昌英委員でございます。

○佐々木昌英委員

おはようございます。佐々木と申します。現在は、宮城県防犯協会連合会の専務理事を務めさせていただいております。今期は2期目になるわけですが、防犯協会と安全・安心まちづくり委員会、目的は同じかなという風に思ひますので、これからも少しでもお役に立てますよう努めてまいりたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

○司会

ザンペイソフ・バキトグル委員でございます。

○ザンペイソフ・バキトグル委員

おはようございます。ザンペイソフ・バキトグルと申します。カザフスタン人です。宮城県国際交流協会などで通訳などをしていまして。仙台に来て12, 3年になります。よろしくお願ひします。

○司会

今回委員に御就任いただきました、菅井信子委員でございます。

○菅井信子委員

塩竈の北部防犯協会で、安全・安心まちづくりを推進しております。現在は副会長をしております、子供たちのサポートや地域づくりに関してのいろいろな防止策などを検討しております。何かとよろしくお願ひいたします。

○司会

鈴木亘委員でございます。

○鈴木亘委員

鈴木でございます。お世話になります。宮城県PTA連合会の常任理事をさせていただいております。児童・生徒をもつ保護者の立場から何かお力添えになればと思っております。よろしくお願いいたします。

○司会

竹田英子委員でございます。

○竹田英子委員

おはようございます。私は仙台中央地区の少年補導協会の会長で、宮城県の会長もさせていただいております。微力ですがお役に立ちたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○司会

今回委員に御就任いただきました、田中智仁委員でございます。

○田中智仁委員

仙台大学の田中智仁と申します。普段は犯罪社会学専門で地域の防犯ですとか民間警備に関する研究を行っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

千葉邦子委員でございます。

○千葉邦子委員

涌谷第一小学校校長の千葉邦子と申します。子供たちの安全・安心のために、様々な方面の皆様の日頃より御支援いただいておりますことを心より感謝いたしております。2期目となりますが、昨年度までもたくさん学ばせていただきました。今回もどうぞよろしくお願いいたします。

○司会

今回委員に御就任いただきました成瀬幸典委員でございます。

○成瀬幸典委員

成瀬でございます。東北大学の法学部で刑法を教えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

八幡悦子委員でございます。

○八幡悦子委員

こんにちは。八幡と申します。ハーティー仙台的代表をしております。ハーティー仙台

は、女性のDVと性暴力被害の支援団体です。私は30年以上性教育を行っておりまして、少年院の子供たち、養護施設、母子支援施設の子供たちなどに関わってきました。この頃は性暴力の相談が増えてきたと感じております。特に若い人たちを支援したいと思っております。よろしく申し上げます。

○司会

藤澤委員でございますが、遅れて参りますということでございました。なお、本日は、尾形友規委員、庄司直委員、千葉順子委員、本郷昌孝委員の4名の方が欠席となっておりますので御報告させていただきます。

続きまして、事務局・関係課室の職員を紹介させていただきます。

ただ今、挨拶を申し上げました環境生活部長の後藤康宏でございます。

環境生活部共同参画社会推進課長の柴崎裕子でございます。

次に、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例第8条第4項の規定に基づき、委員の皆様のご互選により会長、副会長の選出をお願いしたいと存じます。会長、副会長選出までの間、後藤環境生活部長が進行役を務めさせていただきます

○環境生活部長

それでは、暫時、進行役を務めさせていただきます。

早速ではございますが、どなたか会長・副会長の御提案がございましたらお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○佐々木昌英委員

本件につきまして、事務局案がございましたら御提案願いたいと思います。

○環境生活部長

事務局案でよろしいでしょうか。

それでは、「事務局案を」とのお声がありましたので、事務局で案がありましたら、提案をお願いします。

○共同参画社会推進課長

事務局としましては、前会長である大淵委員が退任されましたので、会長には新たに成瀬幸典委員に、副会長には引き続き西條由紀子委員をお願いしたいと思います。

○後藤部長

事務局から、会長に成瀬幸典委員、副会長に西條由紀子委員という案が出ましたが、賛成される方は拍手をお願いします。

(拍手多数)

○環境生活部長

それでは、会長に成瀬幸典委員、副会長に西條由紀子委員を選出させていただきます。御協力ありがとうございました。

進行については、司会に戻させていただきます。

○司会

正副会長におかれましては、中央にあります会長席、副会長席へ御移動願います。

(会長・副会長移動)

○司会

ただ今、選出されました成瀬会長及び西條副会長から御挨拶をいただきたいと存じます。

○成瀬幸典会長

東北大学で刑法を担当しております成瀬でございます。犯罪状況は全国的に良くなってきていると思います。仙台の少年鑑別所の視察に行ったのですが、入所が少ない状況です。盛岡の鑑別所は仙台の支所になりまして、先日視察に行ってきましたが、入所者ゼロということでした。成人年齢の引き下げがあれば、なお少なくなるのではないかと考えられます。一方で、女性や子供など、犯罪における弱者に対する被害の深刻さは必ずしも軽減されてはいないという認識もございます。「子どもを犯罪の被害から守る条例」を作る際にも県庁の方や県警の方に応援いただきましていろいろお話させていただきました。この条例に類するものは全国で4つしかなく、他の県は深刻な犯罪が起きてそれに対応する形で作ったのですが、宮城県はそのような悲惨な事件はないけれどもあえて踏み込んで条例を制定させました。今日は、どうぞよろしく申し上げます。

○西條由紀子副会長

西條と申します。仕事は、建築の設計をしております、どちらかという、建物の防犯などに携わっていることが多いのですが、一方、子供を育てた一社会人として防犯に関心がありまして、今までの話では、犯罪の件数は減っているという話ですが、詐欺や家庭内暴力などのニュースを日々耳にすると、減っているという実感はないです。私自身も数年前になりすましの電話を受けたことがありまして、そのときに思ったのが、日頃から家族のコミュニケーションが大事であり、家族の情報を常にキャッチしていれば、そういうことがあったときに会話が成立するかしないかで相手がどういう人かを見抜くことができると感じております。一市民としての参加ということで皆様方から御意見を引き出せばなという立場でこの役職をお引き受けしたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○司会

ありがとうございました。藤澤委員が到着されましたので、御紹介させていただきます。藤澤美子委員でございます。

○藤澤美子委員

すみません遅くなりました。小学校のPTAの役員や、子ども会育成会の学び支援事業などに携わっておりまして、子供たちに関わるのがとても多く、安全に過ごせる日々が送れたらいいのかなという思いがあります。青少年健全育成という立場でこちらに参加させていただいていますが、子ども110番の家のプレートの見直しなどを行っています。

子供たちが安全に遊ぶことができる地域であって欲しいという願いがあります。そんなことで、住民感覚で何か発言できればという風に思います。みなさんどうぞよろしく願います。

○司会

それでは、ここからの議事につきましては、会長に議長をお願いしたいと存じます。成瀬会長、よろしく願います。

○成瀬幸典会長

それでは、議長を務めさせていただきますので、よろしく願います。

早速、議事を進めますが、まず、次第の5(1)の「安全・安心まちづくり基本計画の概要等について」事務局から説明願います。

○事務局

事務局の高橋と申します。今回、初めて安全・安心まちづくり委員会の委員に御就任いただいた方もいらっしゃいますので、改めて安全・安心まちづくり基本計画の概要等について御説明いたします。

資料の1の1ページを御覧ください。

始めに、安全・安心まちづくり委員会の概要について御説明いたします。

この委員会の設置根拠は、平成18年に公布されました「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例」第8条に規定されており、のちほど御説明いたします基本計画その他安全・安心まちづくりに関する重要事項を審議するために設置されたものです。

したがって、審議事項としましては、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画、及び施策についての審議」を主なものとしています。

次に、定数ですが、条例上、20名以内となっておりますが、現委員数は18名となっております。

次に、任期ですが、2年間となっておりますが、現委員の皆様は、平成32年10月29日までとなっております。

次に、開催実績ですが、通常、前年度の事業実績報告を年1回程度の開催で行っており、年度によっては、基本計画又は防犯指針の改定のため、年に2、3回開催しております。

最後に、今後の予定です。皆様は平成32年度の10月までの任期ですが、平成32年度は基本計画の改定時期にあたりますことから、3回程度の開催を予定しております。

以上が、安全・安心まちづくり委員会の概要でございます。

資料の2ページを御覧ください。続きまして、安全・安心まちづくり基本計画の概要について御説明いたします。

この計画の目標は、「県民一人ひとりが、犯罪の起きにくい環境づくりに取り組み」、「すべての県民が犯罪に巻き込まれることなく、安心して暮らせるまちを実現すること」です。

そのため、本計画では、3つの基本方針を掲げています。1つ目は、「支え合い」です。県民一人ひとりが、「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という防

犯意識を共有し、お互いが支え合う地域社会を実現するために、地域でコミュニティ活動を行っている団体の連携を推進し、防犯意識の高揚と相互扶助精神の醸成を県内にくまなく広げ、安全・安心まちづくりを大きな県民運動として推進してまいります。

2つ目は、「見守り」です。

子ども、女性、高齢者、障害者、外国人等が犯罪の被害を受けることがないように日常生活の中で声をかけ合い、目配り・気配りし、地域で人と人とのつながりをつくり、お互いが見守り、支え合うような取組みを促進するとともに、問題の早期解決のため、相談しやすい環境の整備に努めます。また、子どもが犯罪の被害にあわないように、社会環境の変化に応じつつ、効果的な安全教育を推進します。

3つ目は、「環境整備」です。

安全・安心まちづくりを推進するにあたっては、県民一人ひとりが、相互の基本的人権を尊重することが重要となってきます。安全・安心まちづくりは、県民等が行う自主的な活動に支えられています。特に、犯罪の防止に配慮した環境づくりを行う場合、プライバシーを始めとする個人の権利を侵害しないことなど人権への配慮に努めながら推進していきます。

以上が3つの基本方針です。こちらは、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例に規定する基本理念でもあります。

続きまして、計画の期間ですが、本計画は第3期基本計画でありまして、平成29年度から平成32年度までの4年間の計画となっております。先ほども申し上げましたとおり、2年後の平成32年度に第4期基本計画への改定を行うこととなります。

4ページを御覧ください。

次に、計画の位置づけについてです。

この基本計画は、安全・安心まちづくり条例第7条第1項に規定された基本計画ですが、将来の宮城のあるべき姿や目標を県民と共有し、その実現に向けて優先的・重点的に取り組むべき施策をまとめた「宮城の将来ビジョン」、東日本大震災からの復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」との整合を図りながら、犯罪のない安全で安心なみやぎの実現に向けた取り組みを行ってまいります。

その他、県の策定する他の計画との関係として、図にありますとおり、犯罪被害者への支援、加害者を生まないための人づくり、罪を犯した人の更生などについても各種計画に基づき取り組んでおりまして、本計画は、その中でも、犯罪の起きにくい環境の整備と各県民・各地域の自己防衛力の向上に向けた取り組みを主な対象としております。

続きまして、計画の方向性についてです。

資料の6ページを御覧ください。また、資料2の計画の概要も併せて御覧ください。

ここに記載のありますとおり、9つの方向性を定めております。

①「犯罪のないみやぎを目指した活動を県民運動として展開するための気運の醸成」とあります。犯罪のない安全で安心な暮らしを営むことは、県民共通の願いですが、そのためには、県民一人ひとりが地域の課題を認識し、自主的・主体的に解決していくことが必要です。このため、安全・安心まちづくりに関する県民の気運を醸成し、県民運動として

展開することにより、安全で安心な地域社会を実現していきます。

②から④は、子ども、女性、高齢者等、特に防犯上の配慮を必要とする人への安全対策を記載しております。

⑤「多様化・巧妙化する現代的な犯罪等への対応」とありますが、こちらは第3期基本計画に新たに追加された方向性でありまして、近年増加する特殊詐欺やインターネット等に起因する犯罪、薬物乱用などへの対策を盛り込んでおります。なお、特殊詐欺の現状については、後の情報提供でも御説明いたします。

また、⑥「学校、通学路等の安全対策の推進」とありますが、今年5月、新潟県において下校中の女子児童が殺害され、遺体が線路に遺棄されるという大変痛ましい事件が発生するなど、全国的に見れば、子どもが凶悪な犯罪の被害に遭う事件が発生しております。学校や家庭、地域が一体となって安全な学校、通学路等の整備を推進することにより、子どもたちの安全確保に努めていく必要があります。

⑦及び⑧は、道路、公園、商業施設等における犯罪の防止に配慮した環境づくりを目指します。

例えば、昨年度改定しました各種防犯指針の活用促進や、防犯カメラの適切かつ効果的な活用の促進などがこの方向性に沿った施策でありまして、防犯指針については、のちほど情報提供のところで詳細を御説明させていただきます。

最後に、⑨「被災地における安全・安心まちづくりの推進」とありますが、東日本大震災の被災地における、新たなまちづくりにあわせて、防犯灯や防犯カメラ等の防犯設備の整備や、新たに形成されるコミュニティにおける安全・安心まちづくり活動の推進体制の再構築を促進し、被災地における安全・安心まちづくりを推進していきます。

以上、9つの方向性のもと、その下に推進項目、さらに下に具体的推進方策という各段階に分かれております。

資料2を御覧ください。右端に「4 推進項目と具体的推進方策」とあります。先ほどの方向性に沿って、今後取り組んでいく23の推進項目とその下に具体的推進方策が定められています。時間の関係上、一つ一つ説明することはできませんが、県や警察本部など様々な関係部署が取り組みを行っていきまして、その基本計画に関連する各種施策の実績については、年に1度、この安全・安心まちづくり委員会にて報告させていただいており、昨年度の実績は今年8月に開催しました本委員会にて報告しております。

資料1の6ページにお戻りください。最後に、計画の推進体制についてですが、図のとおり、行政、県民、事業者など、私たちの社会を構成する多様な主体が参画し、連携、協働して、それぞれの役割を果たしながら取り組むことを目指しております。

以上、簡単ではありますが、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画の概要等を御説明しました。

○成瀬幸典会長

ただいまの説明について、御質問等はございませんか。

○成瀬幸典会長

では私から。安全・安心まちづくり基本計画の県民への周知についてはどのような方法

で行っているのでしょうか。

○事務局

主に皆様にお配りしているリーフレットが計画のダイジェスト版になっているのですが、当課の職員などを講師として派遣する地域安全教室や、セキュリティフェアをはじめとした地域のイベントに参加する場合など、様々な場面で配布しております。そのほか、黄色のビニール袋に入れてお配りしております、子供向け、女性向けの各種防犯意識を醸成するものや、犯罪被害者向けということで、万が一犯罪被害にあった場合の相談先がわかるリーフレットを配っております。ショッピングモールなどで一般の方の一つ一つ手渡しでお配りするというも行っております。

○鈴木亘委員

計画が32年度に見直しがあるということで、任期内にそういった作業があるということですが、これまででこういった変更がされたかという概略を教えてくださいと思います。

○事務局

計画の2期から3期の変更の場合ですと、新たに加わったのが、このリーフレットでいいますと、方向性5にありますとおり、特殊詐欺が増えているということ、スマートフォン等の普及によって新たな犯罪被害が出てきたことに対応する方向性ができたということと、方向性9として、被災地における安全・安心まちづくりの推進ということで、東日本大震災により新たにまちがつかれる中、防犯体制の推進や、防犯灯を設置するといった、新たな防犯対策が求められるようになったというところがあります。また、個別のところなのですが、方向性7の(18)防犯カメラの適切かつ効果的な活用の促進ということで、平成28年度に防犯カメラに係るガイドラインを策定しました。防犯カメラが普及し、その実効性が認められるようになってきましたが、一方で、あまりに乱立すると今度はプライバシーが守られているか心配になってくるという面もありますので、そういった点に配慮するような項目を盛り込んでいます。

○成瀬幸典会長

他に御質問等はありませんか。

それでは、続きまして次第の5(2)の「県内における犯罪の認知状況について」、事務局から説明願います。

○事務局

事務局の菅原と申します。

私からは「県内における犯罪の認知状況について」と題しまして、県内の犯罪情勢や子どもを犯罪の被害から守る条例の施行状況、未成年者に対する声かけ事案の発生状況等について報告させていただきます。資料につきましては、右上に資料3と記載された、「県内における犯罪の認知状況」と題された資料を使用させていただきますので、御用意をお願いいたします。

前回の委員会では、平成29年末時点の犯罪情勢について報告させていただきましたが、今回は主に平成30年9月末時点の犯罪情勢について報告させていただきます。資料を御覧下さい。

まずは、1「刑法犯認知件数」について説明させていただきます。

刑法犯認知件数とは、わかりやすく申し上げますと警察が被害届を受理した件数となります。

平成30年9月末時点の県内の刑法犯認知件数は、10,280件となり、前年同期である平成29年9月末時点と比較して、912件減少しております。

減少率につきましては、-8.1%となります。

検挙件数は4,566件で前年同期比979件増加であり、検挙人員は2,232人で前年同期比で28人増加しております。

認知件数は減少しておりますが、検挙件数及び検挙人員は増加しているため、治安の傾向としては良い傾向にあると判断されます。

刑法犯を罪種別に見ますと万引きなどの窃盗犯が最も多く、7,393件であり、実に刑法犯全体の約72%が窃盗犯となります。

窃盗犯の昨年同期と比較した特徴といたしましては、資料に記載のとおり、倉庫荒らしが大幅に増加していること、自転車盗が減少していること、車上ねらいが減少していることが挙げられます。

特に倉庫荒らしについては、前年同期比で232件増加しており、その増減率は+193.8%になります。この大きな理由といたしましては、連続発生した倉庫荒しの犯人が検挙され、その余罪が計上されたことによります。

刑法犯認知件数は年々減少しており、県内の刑法犯認知件数につきましては、平成13年中の約49,900件をピークとして16年連続で減少しておりますが、このままのペースであれば、平成30年も前年を下回り、17年連続の減少となる見込みとなっております。

参考までに全国の平成30年9月末の刑法犯認知件数は、608,240件であり、前年同期比で81,390件の減少となります。

宮城県の刑法犯認知件数の全国での割合は約1.7%であり、東京都の約13.9%が全国で最も高い数値となります。

続きまして、宮城県における最大の自治体であります、仙台市における刑法犯認知件数について説明いたします。

仙台市における平成30年9月末の刑法犯認知件数は5,371件であり、前年同期比で606件の減少となります。

仙台市の刑法犯認知件数の割合は県内の約52.2%であり、県内の件数の半数以上を

占めております。

これは仙台市の治安が悪いというわけではなく、基本的に人口が多い地域において犯罪の発生が多いというものでありますが、県内全体の件数を減少させる上では、仙台市内の防犯対策が重要であると思われま

なお、過去10年間の宮城県と仙台市の刑法犯認知件数は「刑法犯認知件数の推移」と題しましたグラフのとおりとなります。

宮城県の件数につきましては、仙台市の件数も含んだ件数となります。

グラフを御覧いただくと、宮城県、仙台市とも認知件数が減少し続けていることがお分かりいただけると思います。

次に重要犯罪と重要窃盗犯について説明いたします。

枠線で囲んだ箇所にも記載しておりますが、重要犯罪とは、刑法犯のうち、個人の生命、身体及び財産に関する侵害の度合いが高く、国民の脅威となっている犯罪である、殺人、強盗、放火、強制性交等、強制わいせつ、略取誘拐・人身売買となります。

平成30年中9月末の重要犯罪の認知件数及び検挙件数は資料に記載のとおりとなり、総数で140件となります。

強盗、放火、略取誘拐・人身売買につきましては、認知件数よりも検挙件数が多くなっておりますが、これは犯罪を認知したのが平成29年中でも、犯人が検挙されたのが平成30年中という事件もあるため、認知件数よりも検挙件数が多いということが起きるので

次に重要窃盗犯について説明します。資料の裏面を御覧下さい。

窃盗のうち、侵入窃盗、自動車盗、ひったくり、すりの4つの手口が重要窃盗犯とされており、平成30年9月末の総数は1,488件となります。

自動車盗は車そのものが別の凶悪犯罪に使用されるおそれがあり、侵入窃盗、ひったくり、すりはいずれも強盗などの重要犯罪に発展するおそれがあるものです。

重要窃盗犯の大半は空き巣などの住居や事務所などに侵入し、金品などを窃取する侵入窃盗となり、その総数は1,379件となります。

なお、資料は平成30年9月末時点の件数なので、ひったくりの件数が2件となっておりますが、今年の10月から11月にかけて、若林区や太白区などの仙台南警察署管内で、高齢の女性が被害に遭う、ひったくりが連続発生し、その犯人も検挙されおりますので、最終的にはひったくりの認知件数及び検挙件数は増加する予定です。

次に、資料の2「子どもを犯罪の被害から守る条例の施行状況等」について説明いたします。

県が策定した、「子どもを犯罪の被害から守る条例」そのものについては、以前の委員

会でも御報告いたしましたので、ここではその内容よりも、平成28年1月1日の条例施行後の状況や、県内の未成年者に対する声かけ事案等の発生状況の推移に絞ってお話いたします。(1)「条例制定の目的」については資料のとおりですので、詳しい説明は割愛させていただきます。

(2)の「施行後の状況」を御覧下さい。平成28年中の「子どもを犯罪の被害から守る条例違反」の件数は282件、翌29年の件数は320件です。平成30年10月末の件数は183件となり、平成29年10月末と比較して99件の減少となります。

次の(3)の「未成年者に対する声かけ事案等の発生状況」を御覧下さい。こちらは、平成25年から平成29年までの県内の未成年者に対する声かけ事案等の発生状況をグラフにしたものとなります。

声かけ事案等とは、声かけ、つきまとい、公然わいせつ、迷惑防止条例、軽犯罪法、暴行等であり、平成28年以降は子ども条例の件数も含まれます。

濃い色の折れ線グラフが、13歳以上から20歳未満の子どもに対する声かけの件数となり、薄い色の折れ線グラフが、13歳未満の子どもに対する声かけ等の件数となります。

折れ線グラフを御覧になっていただきますと、年々未成年者に対する声かけ事案等は増加傾向にあり、特に13歳未満の子どもに対する声かけ事案については、毎年増加しており、平成25年には425件であったものが、平成29年には622件に増加しております。

刑法犯認知件数が年々減少している中で、逆に未成年者に対する声かけ事案等が増加しているという状況についてですが、これは必ずしも不審者が増加し、子どもたちの安全が年々悪化しているということの意味するものではありません。

全国における子どもが殺害されるという凶悪事件などを受け、子どもを地域全体で犯罪被害から守っていこうという気運が県内でも高まっており、そのため、今までは声かけ等が発生していたとしても、被害児童が保護者や先生に知らせなかったり、あるいは児童から話を聞いた保護者が、「大したことはない」と判断し、これまでは警察に通報しなかったものを確実に通報していただくようになっております。

そのことにより、今までは埋もれていた声かけ等を警察が把握できるようになっておりますので、声かけ事案等の増加そのものは必ずしも悪い面のみではないのですが、実際に昨年は年間で未成年者に対する声かけ事案等が622件発生しており、その件数だけ何らかの被害を受けている児童がいることは事実ですので、県といたしましても、引き続き宮城県全体で子どもを犯罪被害から守る体制づくりを推進していきたいと考えております。

私からの報告は以上となります。ありがとうございました。

○成瀬幸典会長

ただいまの説明について、御質問等はございませんか。

○鈴木亘委員

子供の犯罪のところで、子どもを犯罪から守る条例施行後の件数を表示されています

が、時期的にこういう時期は多いといったものはあるのでしょうか。

○事務局

子どもを犯罪の被害から守る条例違反の発生の時期についてですが、今年の数字しかないのですが、11月の発生が多かったです。それ以外ですと8月、9月が少ないです。これはあくまで今年の数字であり、一昨年、昨年と同様の傾向にあるかまでは、手持ちの資料では断定できません。

○鈴木亘委員

声かけ事案が増えているということですが、地域性があるのでしょうか。地方ですとスクールバス登下校が多くなっていますので、都市部の通学時の事案が大半を占めているのかなというところが気になったので教えていただければと思います。

○事務局

声かけ事案の件数についてなのですが、やはり都市部が多い状況になっていまして、平成29年の数字であり、かつ成人女性も含む声かけ事案の数字なのですが、一番多いのが青葉区で438件、続いて太白区の300件となっております。最も少ないところになりますと、南三陸町の1件、女川町の1件となっておりますので、人口の多い都市部で多く発生しています。

○八幡悦子委員

「声かけ」とは、こちらに書いてある禁止されている甘言とか誘い込みとか、すごむとか、こういうことを言うのでしょうか。

○事務局

声かけには子どもを犯罪の被害から守る条例に違反するものとそうでないものがあります。子ども条例ですと、甘言を用いて人気のいないところに誘い込む、すごむことなどが子ども条例違反なのですが、「声かけ」の概念はもっと広く、「君かわいいね」、「服がきれいだね」といった、子ども条例には違反するものではないですが、子供に対する大人からの不審な声かけ等をすべて含みまして「声かけ」という形になります。

○田中智仁委員

今の回答に補足いたしますと、全国的な問題となっているのですが、「おかえりなさい」や「こんにちは」といったあいさつが子どもにとっては不審な言葉と認知されて通報されてしまうケースもありまして、様々な声かけ事案が入っています。

○藤澤美子委員

今の意見に関連しまして、うちの地域の方で授産施設がありまして、電車で通っている人たちがいます。うちの地域では、子どもが見知らぬ人から声をかけられたということで事件ではないのですが今のような話題になりました。事業者の方には、地域住民に、「こういう事業所ができ、こういう人たちが通いますのでよろしく願います」といったことをお知らせするなど、そこで働く人は自分たちに危害を加える人たちではなく、この地域

で働く地域の人だということ子どもたちにアピールしていただいて、いくらかでも子どもたちの不安を取り除いていただければと思います。

○千葉邦子委員

学校でも様々な安全教育を行っております。警察の方にも協力いただいて安全教室の中でも「いかのおすし」等たくさんの教育をしております。ですので、学年が小さくなればなるほど不安を感じる子どもたちもいます。不審者かどうかの区別がなかなかつかないの。地域の方も協力してくださっていて、日ごろから多くの声がけをしてくださっている、地域の高まりというのはありがたいことで、子どもたちの挨拶運動をしております。ただ、教室の中でも、まずは安全を守るという大前提の中で指導をしておりますので、学校に入ってきた連絡の中には、「下校中、ずっとついてきた。」と言うのですが、同じ方向に向かって歩いていただけというケースもあります。警察の方や相談機関の方と相談しながらよりよい指導を工夫してまいりたいと思います。

○佐々木昌英委員

県内24地区の防犯協会がありますが、子どもと女性を守る活動として、見守り活動を実施していただいております。この活動の中で、最近では、各企業で「防犯CSR活動」として見守り活動を実施していただいております。その活動の中でよく言われているのが、子どもたちに声をかけると子どもたちは走って逃げてしまう、ということです。そこで、見守り活動を実施する際には、子どもたちが一目で分かるように、必ず防犯活動用の「ブルゾンや帽子、腕章」を着装して実施するようにお願いしています。

見守り活動中の大人が子どもたちに対して、「こんにちは、おはよう、いっていらしゃい」と声をかけると逃げてしまうというのは、果たしてどうかなと思いますので、やはり我々の指導としては、一見して不審な人、どこまでもついて来るような変な人であればそれで良いと思いますが、地域の方や、防犯活動、見守り活動中の方などに声をかけられた場合には、必ずあいさつを返すというように指導していけば良いのかなと思います。ただ、「変な人に声をかけられたら逃げなさい」という指導では、地域の人たちとのコミュニケーションにも影響してくると思いますし、大人の人たちが自分たちを守ってくれているのだという感謝の気持ちもなくなってしまうと思いますので、我々大人が学校等と連携しながら子どもたちにきちんと指導していく必要があると思います。

○西條由紀子副会長

子どもを犯罪の被害から守る条例違反の中身を教えてください。

○事務局

まず、条例違反ですが、こちらの数字は犯人が検挙されたというのではなく、発生件数と考えていただければと思いますが、条例違反は、1号、2号、3号、4号と分かれておりまして、1号が甘言を用いた誘いこみ、2号が義務なき要求ということでしつこく名前や住所を聞くもの、3号が言いがかりをつけてすごむ、4号が腕をつかむ、立ちふさがるといものなのですが、実際に発生件数が多いのは、2号違反の義務なき要求です。それ以外には4号違反のつかむ、立ちふさがるといものが多くなっています。個別に事例を詳細に説明するのは難しいのですが、1件だけ検挙されたものがありまして、平成29年

12月に岩沼市内のマンションの通路におきまして、男性が小学生の女の子の腕をつかんで検挙されるという事案がございます。

○ザンペイソフ・バキドグル委員

子ども、女性、障害者と並び、外国人も弱い立場なのかなと思いますが、外国人は何によって守られているのでしょうか。

○事務局

県内各地に研修生として中国の方やベトナムの方などがいらっしゃいますが、その方たちに対して、事故や事件にあったときに、このように110番通報してくださいねというような指導を各警察署等から事業所の研修生の方に指導させていただいております。あるいは、110番通報があったときに日本語が分からない方の場合は同時通訳を行い、3者通話を行うこともあります。

○成瀬幸典会長

他に意見はございませんでしょうか。

続きまして、次第の6、情報提供に移ります。なお、御質問等は最後に一括してお受けしたいと思います。

はじめに、(1)「防犯指針の改定と普及啓発」について共同参画社会推進課より説明願います。

○事務局

それでは、今年1月に改定しました犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針の改定とその普及啓発について御説明させていただきます。

はじめに、資料4の1ページを御覧ください。既に御存じの方もいらっしゃるかと思いますが、初めての方もいらっしゃいますので、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針の概要について御説明いたします。

「防犯指針」は県民の皆様や事業者などが学校、道路、住宅、コンビニなどの深夜商業施設等における犯罪を防止するために配慮すべき事項や必要な方策をまとめた、県が策定した防犯のマニュアルとなります。

防犯指針は条例に基づき、平成19年3月に策定されましたが、策定から10年以上が経過し、ATMや防犯カメラの増加、大型ショッピングセンターなどの大規模小売店舗等の増加、平成28年に神奈川県相模原市において社会福祉施設の入所者が多数殺傷される事件が発生するなど、社会情勢が変化しております。

このような社会情勢の変化に対応するため、県で平成28年度に策定した「第3期安全・安心まちづくり基本計画」や「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を踏まえ、また、本委員会で2回ほど皆様に御意見をいただきましたのちに、本年1月に防犯指針を改定いたしました。

防犯指針の本文は全部で60ページとなり、時間の関係から、ここで内容の全てを御紹

介することができませんので、(2)の「基本的な考え方」で、防犯指針全体を貫く基本的な考え方を説明させていただきます。

従来の防犯の考え方は、「犯罪原因論」という考え方に基づいて行われております。これは、「どうしてもあの人は犯罪を行ったのだろう」「不審者に気をつけましょう」といった「人」に着目した考え方でした。犯罪を行った「人」に原因があるという考え方です。

しかし、不審者に気をつけることは重要ですが、誰が犯罪を犯そうしているのかということ事前に察知することは非常に困難なことです。犯罪を行おうとする者であれば、できるだけ犯罪を行おうとすることを周囲に隠して行うからです。それを事前に察知することは、大人でも難しく、まして、子どもならばなおさらのことです。

「犯罪原因論」に対して「犯罪機会論」という考え方があります。犯罪機会論のキカイは「機会を窺う」、の「機会」です。「犯罪機会論」では、「人」ではなく「場所」に着目します。「何故この場所で犯罪が発生したか」「犯人は何故この場所を犯行現場に選んだのか」ということに着目します。

その考え方に基づくと、資料に記載しておりますとおり、「入りやすく」「見えにくい」場所が犯罪の発生しやすい場所として捉えられております。

犯罪を起こそうとする者は、「捕まりたくない」と考えております。そのため、捕まらないために「犯行を見られない場所」「見られてもすぐに逃げられる場所」で犯行を行おうとする傾向があります。

したがって、塀や門などの障害物がない「入りやすい」場所、死角となっている、照明がなく暗いなどの「見えにくい」場所が危険な場所となります。なお、「入りやすい」場所とは、つまり逃げやすい場所でもあります。

防犯指針では、このような危険な場所を減らし、その逆の「入りにくく」「見えやすい」場所を増やし、犯罪を誘発する要因を除去し、犯罪を発生させないまちづくりを推進することを基本的な考え方としております。

資料2ページの(3)防犯指針の6つの指針を御覧下さい。ア～カに記載のとおり、防犯指針は6つの指針から構成されておりますが、それぞれが場所に合わせて独立して活用できるものとなっております。

また、(4)活用方法にもありますとおり、この指針にはチェック票が用意されており、資料にありますのは一例として、社会福祉施設等に関する指針のチェック票ですが、指針を読んで終わりではなく、定期的にチェックし、対策を講じる、という実際に活用しやすい防犯指針となっております。

次に、3ページを御覧ください。

防犯指針の周知に向けた取組として、冊子のみならず、先ほど御説明しました基本的な考え方を分かりやすく説明したリーフレットを作成し、各機関に配布しております。

また、前回の委員会後、委員の方からの御意見を踏まえ、ホームページには、防犯指針を分野ごとに分割して掲載し、必要な部分のみ選んで読むことができるように改善してお

ります。

次に、地域安全マップ作成教室における周知について御説明いたします。

PTAや地域の防犯団体などにより、子どもの見守り活動が各地で行われていますが、先ほどの防犯指針の基本的な考え方であると説明しました、「入りやすく」「見えにくい」場所について着目し、身近な地域をあらかじめ点検し、地域の防犯活動に役立てることを目的に行っております。そして、どの場所が「危険」なのかを判断する技術を身につけ、効果的な見守り活動へとつなげていきます。

地域安全マップ作成教室では、その第一人者の立正大学の小宮信夫教授を毎年講師にお招きし、グループに分かれて街歩きをしながら危険箇所、安全な場所の写真を撮影します。その後、屋内に戻り、街歩きを行った地域の地図を描いた模造紙に撮影した写真を貼り付け、危険な場所又は安全な場所として判断した理由などのコメントを記入し、地域安全マップを作成していきます。

この地域安全マップ作成教室は、毎年、年に2回程度開催しており、今年度は11月に柴田町で実施、来年3月にも仙台市で実施の予定でございます。

柴田町で開催した時には、一見、普通の公園でも、周りが木に覆われていて、子どもの様子が周囲から見えにくいので危険であるなど、実際に犯罪者の気持ちを想定して現場を歩くことで、新たに気づかされたことが多かったという感想をいただいています。

次に、4ページを御覧ください。安全・安心まちづくり地域ネットワークフォーラムにおける周知について御説明いたします。

安全・安心まちづくりの推進につきましては、地域における多様な主体が連携・協働した防犯活動の実現を図り、地域全体でより強固な防犯体制を構築することが重要となっております。今年度からは、地域住民、防犯関係者、学校関係者、民間事業者等を対象とした地域ネットワークフォーラムを2回開催し、防犯指針の考え方について説明を行ってまいります。

また、本フォーラムでは、本日御出席の田中智仁委員を講師としてお招きし、「子どもを犯罪被害から守るための基礎知識」と題し、犯罪者の好む場所の特徴など、防犯活動の参考になる知識を分かりやすく講演していただきました。

その他、民間事業者が実施している防犯活動の例として、宮城県建設業協会様が行っている、会社所有の車にパトロール中と分かるステッカーを掲示し、定期的にパトロールを行う「子ども110番パトロール事業」や、大河原町の「ながらみまもり隊」の事例では、住民が犬の散歩や買い物の途中など、日常生活をしながら子どもたちを見守る「ながら見守り隊」として参加してくれる人を募集したところ、多くの地域住民の応募があり、今年10月に結成式を行ったという、防犯活動の好事例として紹介がなされました。

実際にグループに分かれて情報共有、意見交換を行い、さまざまな角度からの意見が挙がりました。開催後のアンケートでは、「他の団体の意見を聞くことができたので良い所は

取り入れていきたいと感じた」、「普段各防犯機関の方と意見を交わす機会がとれないので、非常に有意義だった」という意見もあり、同じ防犯活動を行っていても組織が異なるとお互い意見を交換する場がなかったということで、今後、他団体との連携のきっかけとなることが期待されます。

今年度は既に9月に石巻市、11月に柴田町で実施しておりまして、来年度は、県北地域、中央地域で開催予定としております。

続きまして、(4)地域安全教室における周知について御説明します。県では、安全・安心まちづくり活動を行っている団体が主催する講習会等である「地域安全教室」に当課職員を講師として派遣し、防犯指針及び犯罪機会論に基づく効果的なパトロール、つまり、犯罪を起こそうと考えている人にとって「入りやすく」「見えにくい」場所が危険な場所であることから、同所を重点的にパトロールすることなどについての講話を行っております。仙台市、岩沼市、亘理町など県内各地に当課職員を派遣しており、今年度は11月末現在で8回行っています。

続いて、5ページを御覧ください。

(5)社会福祉施設向けの不審者対応訓練における周知ということで、2月に大和町の特別養護老人ホーム、石巻市の保育所において実施を予定しています。内容としましては、防犯指針について説明を行うほか、「夜間において不審者が侵入した場合」などとテーマを定め、不審者が来訪した場合の対応訓練を行ったり、さすまた等の防犯グッズを活用し、不審者に対する防護・制圧訓練、福祉施設において活用できる防犯用品の紹介・説明などを行ったりする予定です。

次に、(6)大規模小売店舗等に対する周知および助言ということで、近年増加傾向である大規模小売店舗等に対し、防犯指針を活用した安全対策に関する助言を行うもので、こちらも今後実施予定です。各種防犯指針の一つである、「大規模小売店舗等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針」を活用し、チェック票を用いて安全対策を確認し、対策が十分でない箇所についてはその適切な対策について助言を行うというものです。

以上、防犯指針の改定と、普及啓発について御説明いたしました。

○成瀬幸典会長

続きまして、(2)「学校安全関係事業」について教育庁スポーツ健康課より御説明願います。

○教育庁スポーツ健康課

スポーツ健康課学校安全体育班の佐々木と申します。どうぞよろしく申し上げます。私の所属しております班では学校教育の中の安全教育と体育科の教育について担当しております。本日はその中でも学校安全に関する事業につきまして資料5を用いまして説明させていただきます。

本課の事業はここにありますが6つの事業がありますが、本日は安全に関わる（１），（２），（４）を説明させていただきます。

まず（１）の学校安全教育指導者研修会というのは、学校から各１名の安全担当の教員や教頭先生方に出席いただきまして、安全に関する研修をするというものです。

今年は生活安全に関する研修を行いました。毎年、「生活安全」，「交通安全」，「災害教育」という安全教育の３領域を持ち回りで研修しております。今年は１７年前に大阪教育大学附属池田小学校で子どもたちが犠牲になるという大変悲惨な事件の御遺族である酒井さんと、事件後校長であった藤田先生から御講話をいただき、保護者と学校の双方の視点で危機管理を考えるという研修会の構成といたしました。酒井さんからは、事件当時、学校側は話しかけたり子どものことを伝えたりするのは心苦しく、そっとしておいたほうがいいのではないかという配慮したということですが、保護者にとっては非常に寂しいもの、子どもがどのように自分の命をなくしたのかを詳細に知りたい。だからその経緯をきちんと知らせてほしいというのが御遺族の意見でした。藤田先生からは、「このくらいなら大丈夫だ」というようなちょっとした気の緩みが不審者を招くことになったという話がありました。講話の後に、学校で持ち寄った危機管理マニュアルを見直し、即学校で対応するというような研修も行いました。受講した先生方からは、大変参考になった、学校に帰って共有したいという話を受けました。

（２）スクールガード養成講習会というのは、国の補助を３分の１いただいて実施しているのですが、毎年少しずつ参加していただく市町村が増えており、今年は１６の市町村で開催することができました。先ほど話のあった声がけ事案についてもスクールガードのみなさんが抑止力になっていとお話をいただいています。また、警察の方にも御講話をいただいています。地域の課題が多く挙げられるのですが、やはり、スクールバスを降りてから一人になる時間、友達と別れてから一人になる時間をなるべく減らすことが必要だということです。そういった時間をつくらないためにスクールガードの皆さんが非常に役に立っているという話もいただきました。ただし、先ほどもありましたが、良いと思って声がけをしたら子どもたちが逃げていったといった事例もあがりました。そういった事案をなくすため、学校もこういったベストやブルゾン、帽子を着用している人はみんなの命を守ってくれている人ですよということを子供たちに伝えている。まだベストや帽子を持っていない地区の皆さんは早速作らなければいけない。挨拶が飛び交う町は犯罪が少ないということで、子どもたちにも、挨拶があった場合は必ず返すようにという教育をしているという意見など、双方で歩み寄りながら、よりよいまちづくりをしていくための話し合いが持たれ、非常に有意義でありました。

（４）ですが、安全３領域、生活安全、交通安全、防災の３領域の研究をしていく地区を指定しましてその市町村の小学校、中学校が学区を通してみんなで呼びかけて安全なまちづくりをしていこうというもので、今年は石巻市河北地区が地域指定を受けてくださって、先日発表会を終えたところです。この様子を、「未来へつなぐ学校と地域の安全フォーラム」というものを毎年開催しているのですが、今年は１１月２２日に岩沼市市民会館で開催しまして、代表の方に発表していただきました。これは、防災中心で行っていたも

のを、安全教育3領域に広げましょう、そして地域を巻き込んでフォーラムを開催しましょうということで当課だけで行っていたものを、今年は生涯学習課さんも一緒に連携して地域の安全なまちづくりについて発表や講演をいただきました。

これら3つは来年も開催する予定で計画をしています。特にスクールガード養成講習会では、登下校防犯プランなどの児童生徒の安全を守る取組の一つとして多くの市町村で開催していただけるよう取り組んでまいります。

○成瀬幸典委員

続きまして、(3)「特殊詐欺の現状」について警察本部生活安全企画課より御説明願います。

○警察本部生活安全企画課

警察本部生活安全企画課の堀籠と申します。

私からは特殊詐欺の現状について御説明したいと思います。資料6を御覧ください。昨平成29年の宮城県の特種詐欺の発生状況ですが、ここにありますとおり、被害件数は342件、被害金額が約4億5千100万円です。平成28年と比較しますと、被害件数は72件増加、被害金額は約2億1千万円減少しています。被害件数は増えましたが被害金額は減少しています。

平成29年の東北6件の発生状況を表にまとめてあります。東北6県で687件発生しております。そのうちの約半分、342件が宮城県で発生しています。

次に特殊詐欺の手口について御紹介いたします。まず「オレオレ詐欺」です。ある日突然、電話がかかってくる。「俺だ」と。普通ですと「誰ですか？」となりますが、「俺だよ。」と言われると息子だと変換されてしまうんですね。続いて相手が、「実は電話番号が変わったんだよね、登録しておいて。これが新しい番号だよ。」ということで電話は終わります。電話を受けた方は息子の名前などで登録します。その後、かかってきた電話に出る前に電話に息子の名前が表示されればもう息子だと信じてしまいます。そこで女性を妊娠させてしまったとか、会社のお金をなくしてしまったなどといってお金の要求をされます。そこで、電話を受けた人は、何とかして息子のピンチを助けたいと思い、被害にあってしまいます。ですから、この手の詐欺で「電話番号が変わった」と言われたらこれはオレオレ詐欺なのかなと思っていただきたいです。

「還付金詐欺」、これは宮城県では減少しています。市役所の職員等を名乗って電話してきます。「保険料の還付がありますので今日中に〇〇スーパーのATMへ行ってください」と言われ、操作についてはまた電話するというので携帯電話を持っていくように指示されます。そして、ATMで指示通りに操作をすると自分の口座から相手の口座にお金を振り込む手続きをさせられてしまいます。本人はお金を受け取るつもりで操作しているけれども、結果として自分のお金を相手に振り込んでしまうこととなります。還付金詐欺の注意喚起のため、去年、県警でテレビCMを作りました。その後、発生件数が下がり、今年は今のところ8件の発生件数に留まっています。

次は「架空請求詐欺」，これは宮城県で一番多いです。

架空請求詐欺の手口ですが，ほとんどメールで来ます。インターネットを使っているのにお金を払っていませんよという請求が来ます。そこで，メールの後に必ず電話番号が書かれています。身に覚えがないのでそこに電話をすると，「インターネット使っていますけどお金を払っていないですよ，払わないと裁判になりますよ。」と言われます。裁判になったらいけないと驚いて「払います」と言ってしまいます。そうすると犯人は巧妙に電子マネーを購入させ，カードの裏に書いてある番号を聞き出してお金を手に入れます。これは10代から80代までの幅広い年齢層で被害にあっています。これはメールのほかにハガキもあります。文面を読むともっともらしい事が書いてあるように見えるのですが，つまり訴えられていますよ，という内容です。ハガキに注意してくださいねと言っていますけれど，今度は手紙，封書でも来ています。今年はテレビCMを作りました。10月から来年の1月まで4ヶ月放映しています。県庁の1階でも流しています。

コンビニにお願いしまして，電子マネーを買う人に見せるチェック表を作っています。チェック表には電子マネーを買いに来る前にはがきや電話，メールが来ていないか，騙されていないかチェックするという内容です。これをお客さんに見せると，「実は電話が来ていました」ということで，騙されたけれど被害に遭う前に防いだという例もあります。

今日の話をお家族や身近な方に話していただければ被害にあう方が減るのではないかと思います。

○成瀬幸典会長

ただいまの説明について，御質問，御意見等はございませんか。

○ザンペイソフ・バキトグル委員

先日佐川急便を騙るメールが届きました。再配達の関係かなと思いいサイトにアクセスしてしまいました。すると，このサイトに入ると危ないですよというメッセージが表示されて消したのですが，そのことはニュースでも出ていましたね。まさか自分にも来るとは思ってもいませんでした。

○齋藤浩美委員

防犯指針の周知に向け，取り組みをお願い申し上げていたところですが，このように多くの活動が実践されているということをお聞きして，本当にありがたく思います。

ところで，地域安全マップを作った方々からどのような反応があったか，把握されておりますでしょうか。

また，先ほど特殊詐欺の話がありましたが，私は，消費生活サポーターの立場から周知の重要性を実感しており，テレビ・ラジオなどマスコミを利用した啓発は有効だと思います。「宮城消費者被害ゼロキャンペーン」として新聞に全面広告も行っていますよね。今後もマスコミなどを利用した啓発を検討されているのかどうかお伺いします。

○事務局

1点目の地域安全教室の反響ということなのですが，参加者の声としまして，普段生活している場所でも，犯罪者の視点で見た場合に，マンションの階段の踊り場が見えづらく

危ないとか、一見普通のマンションでも危ないところがあるのだと、視点を変えるだけで新たな発見があったという話がありました。小宮先生の講義の話でありましたが、高齢化、後継者不足の中ため、少ない人数で防犯活動を行わなければならない中、地域安全マップ作成講座で取り入れた知識を生かして、少ない人数でも危険な箇所を重点的に見回り、効率的な見守り活動が行えるようになったという良い点もあります。

○警察本部生活安全企画課

新聞の話がありましたが、これは宮城県と河北新報社と3者で連携して消費者被害ゼロキャンペーンということで新聞紙面を使って広報を行っています。今回テレビCMで架空請求詐欺に騙されないということでいろいろなところで活用できないか考えております。今お願いしているのは駅前の中央通や一番町商店街などのアーケードで音声だけでも流せないかとお願いしています。架空請求詐欺というのは先ほど言いましたが10代から80代の幅広い年齢層で被害が出ているので買い物に来ている人たちに一度に広報できるので非常に効果的ではないかと考えています。

○鈴木亘委員

宮城県PTA連合会は仙台市を除く市町の学校が構成員として、仙台市の教育委員会と情報共有しながら進めているところです。資料4でも5でも施策を展開していく上で仙台市を除く地域が対象となっているというような感じを受けました。この安全・安心関係で政令市と県との関係性はどのようになっているのでしょうか。

○事務局

県と仙台市の関係なのですが、基本的に防犯に関しては政令市さんだから別というわけではなく、連携して行っております。もちろん、大きい市なので防犯カメラの設置への助成なども独自に行っていたりしますが、全く分かれて活動しているのではなく連携して活動しております。

○成瀬幸典会長

それではお時間もございますので、以上をもちまして議事を終了いたします。御協力ありがとうございました。

○司会

成瀬会長、長時間にわたり、議長をお務めいただき、ありがとうございました。

続きまして、次第の7、「その他」でございますが、本日の次第の中で、改めて御質問や御意見等ございましたら挙手の方をお願いいたします。

また、本日の議題にかかわらず、安全・安心まちづくりに関して委員の皆様へ情報提供したい事項等がございましたらこの機会をお願いいたします。

○教育庁スポーツ健康課

先ほど鈴木委員のほうから御質問いただいた件なのですが、資料5に関係するものは設置する学校に係るところが大きいので、うちの課が行っているものにつきましては仙台市を除く市町村になります。仙台市さんは政令指定都市なので健康教育課さんのほうで事業

をしておりますが、年に何回か情報交換をいたしましたり、こちらの会議に仙台市さんに出ていただいたり私どもが出向いたりして情報は共有しております。

○司会

今年度は今回が最後の委員会になりまして、来年度は8月頃に開催する予定ですので、近くなりましたら日程調整等をさせていただきたいと思います。

以上で、本日の安全・安心まちづくり委員会の一切を終了いたします。

ありがとうございました。